

改 正 案	現 行
<p>埼玉県地方警察職員定数条例 第一条～第四条 (略)</p> <p>附則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。</p> <p><u>(定数外の職員)</u> 2 この条例施行の際、第二条に定める定数をこえることとなる職員 の数は、昭和二十九年七月一日から昭和三十二年三月三十一日（吏 員及びその他の職員については、昭和三十三年三月三十一日とす る。以下本項中同じ。）までの間に整理されるものとし、昭和二十 九年七月一日から昭和三十二年三月三十一日までの間は、同条に定 める定数をこえる員数の職員は、定数の外に置くものとする。</p> <p><u>(職員の定数の特例)</u> 3 <u>令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、次の各 号に掲げる職員の定数は、第二条第一項の規定にかかわらず、同項 で定める職員の定数に、それぞれ当該各号に定める数を加えた定数 とする。</u> 一 警部 一人 二 警部補及び巡査部長 三人 三 警察官以外の職員 二人</p>	<p>埼玉県地方警察職員定数条例 第一条～第四条 (略)</p> <p>附則 <u>(新設)</u> 1 この条例は、昭和二十九年七月一日から施行する。</p> <p><u>(新設)</u> 2 この条例施行の際、第二条に定める定数をこえることとなる職員 の数は、昭和二十九年七月一日から昭和三十二年三月三十一日（吏 員及びその他の職員については、昭和三十三年三月三十一日とす る。以下本項中同じ。）までの間に整理されるものとし、昭和二十 九年七月一日から昭和三十二年三月三十一日までの間は、同条に定 める定数をこえる員数の職員は、定数の外に置くものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>